



参 考 4

建設生産システム合理化推進協議会について

1. 目 的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立を図るためには、同指針の内容を具体化することが不可欠であることに鑑み、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等の立場に立って協議し、両者間における具体的な基準・ルールづくり等を推進するため、建設業者団体の自主的協議機関として、建設生産システム合理化推進協議会を設けるものとする。

2. 事業内容

総合工事業、専門工事業の実務者クラスにより建設生産システムに係る諸問題について協議し、その解決方策を検討するものとする。

3. 設 立

平成3年8月8日

4. 構 成

協議会は、総合工事業者、専門工事業者、学識経験者、行政等による委員で構成し、業界委員は、業種に配慮して選定された団体の代表者（当該団体の担当委員長等）とする。

- | | | |
|---------|-----|---|
| ①建設業者団体 | 16名 | { 日建連、土工協、建築協、道建協 より2名
全建、全中建、日建経、日本輻体
日機協、日建大協、全鉄筋、日塗装 各1名
全室協、JCIF、日板協、日空衛
全管連、電設協 |
| ②学識経験者等 | 6名 | { 大学教授 2名
振興基金、教育センター、全建、全国建産連 各1名 |
| ③建 設 省 | 4名 | { 建設業課長、建設振興課長
労働資材対策室長、建設業構造改善対策官 |